

正

別記様式第 11 の 2（第 43 条の 9 関係）（平 2 建令 10・全改、平 5 建令 8・平 12 建令 9・平 14 国交令 120・平 16 国交令 99・平 20 国交令 91・令 2 国交令 98・一部改正）

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

（届出先）上尾市長

届出者 住所

氏名

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築
- 工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 上尾市
 （ 土地区画整理事業 ）
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
② 建築物等の建築又は設計の概要	(イ) 行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・増築・改築・移転）					
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計	
		(i) 敷地面積				m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	(iii) 延べ面積 (容積率算定延べ面積)	(m ²)				
(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用途 (vi) 垣又はさくの構造（有・無・生垣） 基礎の高さ 地盤面から m 全体の高さ 地盤面から m					
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					
(5) 木竹の伐採	伐採面積					m ²

連絡先 住所 氏名又は名称	電話 ()	担当	受付
---------------------	--------	----	----

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

副

別記様式第 11 の 2（第 43 条の 9 関係）（平 2 建令 10・全改、平 5 建令 8・平 12 建令 9・平 14 国交令 120・平 16 国交令 99・平 20 国交令 91・令 2 国交令 98・一部改正）

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

（届出先）上尾市長

届出者 住所

氏名

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築
- 工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 上尾市
 （ 土地区画整理事業 ）
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
② 建築物等の建築又は設計の概要	(イ) 行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・増築・改築・移転）					
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計	
		(i) 敷地面積			m ²	
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
		(iii) 延べ面積 （容積率算定延べ面積）	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用途 (vi) 垣又はさくの構造（有・無・生垣） 基礎の高さ 地盤面から m 全体の高さ 地盤面から m					
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					
(5) 木竹の伐採	伐採面積					m ²

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出の審査終了を通知します。

年 月 日 第 号

垣又はさくを設置する場合は裏面を参照してください。

受付

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。